

まちなか低未利用地活用促進事業補助金交付要綱取扱要領

(平成29年4月1日決裁)

令和3年3月19日決裁

(通則)

第1条 この要領は、まちなか低未利用地活用促進事業補助金交付要綱（平成20年3月31日決裁。以下「要綱」という。）の規定による補助金の交付に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(老朽建築物の除却費の範囲)

第2条 要綱第12条第1項第3号に規定する老朽建築物の除却費には、次に掲げる費用を含むものとする。

- (1) 老朽建築物に付属する門、塀等の工作物の除却費
- (2) 拡幅整備において支障となる、水道管、ガス管等の建築設備及び、電柱等の工作物の除却費（支障がない範囲への移設費を含む。）

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月19日決裁）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。